

# 仕 様 書

1 件 名 東京都立第五商業高等学校全日制指定学校服の販売供給

2 種類及び規格

別紙指定学校服一覧表及び制服仕様書による。

ただし、品質及びその機能が保持できれば、同等品でも可とする。

3 納入期限 冬服は入学式の前日（4月上旬）まで

夏服は夏期略装着用期間開始前（5月中旬）まで

4 納入場所 注文者住所（注文者が希望した場合は本校も可）

5 予定数量 210着（令和8年度全日制募集予定数）程度

種類ごとの発注数は契約確定日現在未定。年度途中での転編入学生等も対象とする。

（参考：令和7年度入学生 スラックス（Ⅰ）型82名 スカート（Ⅱ）型129名）

6 契約期間 令和8年度入学生から3年間

7 アフターサービス

- ・学校との協議により決定した日程（年度内約5～6回程度）において、学校に出張の上実施する。
- ・在校生を対象として、着用している指定学校服一覧表の指定学校服に対して、納入したものであるかどうかに係ず実施する。

8 受注に伴う費用

購入申込用紙及びパンフレット並びに納入に伴う送料は供給者の負担とする。「男子用・女子用」の表記は用いないこと。

9 その他

- ・入学予定者の制服採寸・発注は合格発表日及び手続日に学校指定の場所で行う。当該日程に来校が困難な者等に対しては、業者の指定する店舗等で受け付けるものとする。
- ・製造にあたり必要な物については指定生地見本を提示するとともに、デザイン・色等について学校の確認を受けること。
- ・制服仕様書に明記されていない場合は、見本指定学校服に基づき製造すること。
- ・指定学校服の納入は、発注者の依頼を除き、代金引換による宅配便で行うこと。
- ・供給者所在地へ購入手続きに行くことができない者のため、本校でアフターサービスを行う際に、上着大小釦・リボンタイ・ネクタイの販売を行うこと。
- ・不明な点が生じた場合は、学校と協議すること。
- ・本契約の履行に当たって自動車を使用し、または使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、以下の事項を遵守すること。

ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求めた場合には、速やかに提示または提出すること。